

※本資料は、“ペットビジネス プロ養成講座Vol1 ペットショップ”の「第2章ペットショップの職業倫理と法律」項目中の「法律の内容（2005年6月改正）」以降の補足説明となります。本冊内容とあわせてご活用くださいませ。

補足説明 2012年改正

「動物の愛護及び管理に関する法律」

本法律は施行後5年を目途として、施行状況を検討し、必要に応じて法改正することが決められています。前回の法改正は2005年6月、施行は2006年6月でした。2005年から5年経った2010年から、前回同様に施行状況が検討され、2012年9月に改正され、2013年9月1日に施行されました。

今回の改正では、動物の終生飼養の徹底、動物取扱業者の適正な取り扱いをより推進するために規制が強化されました。主な内容を項目ごとに列挙します。

改正の主な内容

●動物取扱業者の適正化

- ・従来の「動物取扱業」（動物の販売、貸出、訓練、展示）は「第一種動物取扱業」という名称に変更されました。
- ・飼養施設を有し、一定数以上の動物を非営利で取り扱う場合（譲渡・展示等）には、第二種動物取扱業として都道府県知事等への届出が義務付けられました。
- ・犬および猫を販売する第一種動物取扱業者は、犬猫等健康安全計画の策定、個体ごとの帳簿*の作成・管理、毎年1回の所有**状況報告が義務付けられました。

*飼養する犬および猫の個体ごとに、①品種等、②繁殖者名等、③生年月日、④所有日、⑤購入先、⑥販売日、⑦販売先、⑧販売先が法令に違反していないことの確認状況、⑨販売担当者名、⑩対面説明等の実施状況等、⑪死亡した場合には死亡日および死亡原因について帳簿に記載し、5年間保存することが義務付けられました。

**毎年度5月30日までに、登録を受けた都道府県等に対し、前年度の①年度当初の犬猫の所有数、②月毎に新たに所有した犬猫の所有数、③月毎に販売等したまたは死亡した犬猫の数、④年度末の犬猫の所有数を届け出ることが必要になりました。

- ・第一種動物取扱業者は飼養または保管する犬猫等の適正飼養のために獣医師等との連携を確保しなければならなくなりました。

- ・第一種動物取扱業者は、動物の販売に際して、あらかじめ、動物の現在の状況を直接見せること（現物確認）および対面でその動物を適切に飼うために必要な情報を説明すること（対面説明）が義務付けられました。

- ・第一種動物取扱業者が販売する犬および猫については、生後56日（2016年8月31日までは45日、それ以降別に法律で定めるまでの間は49日）を経過しない場合の販売等が禁止されました。

- ・動物取扱業者の責務に、販売が困難になった動物の終生飼養を確保することが明記されました。

- ・犬および猫の夜間展示が禁止されました。具体的には以下の通りです。

- ①販売業者、貸出業者及び展示業者による犬および猫の午後8時から午前8時までの展示が禁止。
- ②犬または猫を顧客と接触させたり、譲り渡したり、引き渡す行為も禁止。
- ③午後8時を過ぎて、店舗内で他の商品の販売を行う等店を開けている場合は、犬または猫をバックヤードに移す、店舗内の飼養施設等をついたて、カーテン等で隠すなどして顧客から見えなくする。
- ④顧客が飼養施設に立ち入ったり、カーテン等をめくらないよう表示するなどの措置をとる。
- ⑤日中でも長時間連続して犬及び猫の展示を行う場合は、その途中に展示を行わない時間を設ける。

●所有者（飼い主、動物取扱業者等）の責務

- ・所有者の責務として、動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（終生飼養）が明記されました。

●多頭飼育の適正化

・都道府県知事は、以下のような場合、飼い主に対してその状況を改善するための勧告・命令を行うことができるようになりました。また、命令に従わない場合は罰則が科せられることになりました。

- ①多くの動物を飼うことにより、騒音や悪臭など、周辺の生活環境を悪化させている場合。
- ②多くの動物を適切に飼っていないことにより動物が衰弱する等の虐待のおそれが生じた場合。

●犬および猫の引き取り

・都道府県等は、終生飼養に反する理由による引き取り（動物取扱業者からの引取り、繰り返しての引き取り、高齢や病気を理由とした引き取り等）を拒否できるようになりました。

●災害対応

・都道府県が策定する動物愛護管理推進計画に災害時の対応について記載することが義務付けられると共に、動物愛護推進員の役割に災害時の協力が追加されました。

●罰則の強化（改正前の罰金額等）

- ・みだりな殺傷は2年以下の懲役または200万円以下の罰金（1年以下の懲役または100万円）、遺棄は100万円以下の罰金（50万円）に引き上げられました。
 - ・虐待は100万円以下の罰金（50万円）に引き上げられました。
-